

2022 年度 とちぎ食品輸出商談会(アメリカ)

県とジェトロ栃木は、アメリカ(米国)バイヤーを招聘し、以下のとおり商談会を実施します。ご関心のある企業様は、ぜひこの機会にお申込みください。

- 主 催：栃木県、ジェトロ栃木貿易情報センター
 - 日 時：2023 年 3 月 10 日(金) ※時間等詳細は追ってご連絡いたします。
 - 場 所：とちぎ産業交流センター 第 4 会議室(宇都宮市ゆいの杜 1 丁目 5 番 40 号)
 - 対 象：
・ 栃木県内に事務所を有する事業所(生産者、生産者団体、農業生産法人を含む)、
・ 栃木県産農産物等を原料として使用している食品関連企業等
※北関東輸出促進協議会との連携事業として実施するため、群馬県又は茨城県内に事業所を有する生産者等、群馬県又は茨城県産農産物等を原料として使用している食品関連企業等も応募いただけますが、栃木県企業の申込を優先的に受け付けます。
 - 対象商品：農水産物・食品全般(1 社・団体あたり最大 3 品目)
※お申込みいただいた場合、現地規制・賞味期限等により取扱が難しい可能性がございます。
 - 参 加 費：無料 ※サンプル費、会場までの交通費等は、各社でご負担ください。
 - 参加条件：別記 ◆◇応募条件◆◇ のすべてを満たしていること。
 - 実施形式：原則、会場での対面商談。1 社・団体につき 30 分程度を予定。
※商談に際しては出品商品のサンプルをご持参ください。
 - 参加バイヤー：SAISON TRADING, INC. (詳細は以下参照)
※米国スーパー NIJIYA(<https://www.nijiya.com/>)専属の食品輸入卸業。
 - バイヤー詳細：<https://www.jetro.go.jp/newsletter/tcg/2023/0310usabuyerinfo.pdf>
 - 申込締切：**2023 年 2 月 27 日(月) 17:00 <厳守>**
 - 定 員：10 社・団体程度
 - 申込方法：
【STEP 1】ウェブサイトから企業情報を登録。
【STEP 2】上記完了メール記載のウェブサイトから商品情報を登録。
 - 申込 URL：<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0062400N>
- 【重要】出品前に事前にご確認ください！**
- 米国では 2011 年 1 月 4 日、食品安全強化法 (Food Safety Modernization Act、以下 FSMA) が制定され、具体的な内容を定めた詳細規則が順次公表されてきました。FSMA は、米国内に流通する輸入食品にも適用されるため、米国向けに輸出する日本の食品関連事業者にも対応が迫られています。
- ◆ジェトロ 米国食品安全強化法(FSMA)に関する情報
https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/
 - ◆ジェトロ 米国食品安全強化法(FSMA)概要
https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/basic.html

◆◇申し込み～商談までの流れ◆◇

1. お客様によるお申込み（2月27日（月）17時締切）
2. バイヤーによる書類審査結果、商談スケジュール決定のご連絡（3月3日（金）目安）
3. 商談当日（3月10日（金））

◆◇応募条件◆◇ 次に掲げる条件をすべて満たしている必要があります。

1. 栃木県内に事務所を有する事業所であること。
2. 出品物が現地で販売可能な日本産農産物・食品、日本産原材料を使用した加工品、日本国内で生産された他国産原材料を使用した加工品であること。
3. 対面での商談について承諾していること。
4. 商談において、価格、商流、物流、決済方法等を含む取引条件を事前に検討し、価格表を含む商品説明資料等を作成し、具体的なビジネスの提案を行うことができる事業者であること。
5. サンプル準備にかかる費用、交通費等が参加者負担となることに同意していること。
6. 対象国・地域の輸入規制等に適合し、輸出可能な商品であること。
7. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
8. ジェトロ栃木・栃木県が商談成果の把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご協力いただけます。（アンケートについては、原則として商談後に実施し、その後もフォローアップを行う可能性があります。）

◆◇お申し込みに際しての注意事項 ◆◇ ※必ず事前にご一読ください。

1. 申込締切日までにお申し込み手続きが完了していない（書類不備等を含む）場合は、原則としてお申し込みをお受けすることができません。
2. 商談時間については、確定次第別途ご連絡します。なお、商談スケジュール確定後の時間変更およびキャンセル等はご遠慮いただいております。
3. 商談会当日は、海外バイヤーに対して価格を含めた条件を提示の上、交渉・意思決定が出来る方がご参加ください。
4. 英語または現地語の商談用資料（会社概要、商品カタログ、価格表等）については、ジェトロやバイヤーからの要求があった場合には速やかに提出できるようご準備ください。また、商品の賞味期限や、レシピ・食べ方の説明、調理例の写真、原材料および商品に含まれる成分・添加物等についても、バイヤーから質問が出るケースが多いため、併せてご準備ください。
※商談決定の前後で、パンフレットや海外向け価格表等、バイヤー希望に応じて追加情報を提出いただく場合もあります。
5. 参加募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合は、参加ができなくなるケースがありますので、ご留意ください。
6. 商談会は事前に設定されたスケジュールに従い運営します。バイヤーに定期的かつ適度な休憩を取つていただく必要があるため、参加事業者は商談の開始および終了時刻を遵守いただきます。
7. 動植物検疫や食品添加物等の現地の輸入規制等により、商品によっては日本からの輸出が困難な場合があります。お申し込みにあたっては、以下のウェブサイト等で規制情報をご参照いただき、商談希望相手の国・地域への輸出条件等を事前に確認してください。
・ジェトロ 農林水産物・食品の輸出支援ポータル <https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>

8. 実際の商談や取引契約は、各事業者の判断と責任の下で行っていただきます。万が一、事業者が損害や不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。
9. 参加決定後、相応の理由なしにキャンセルされた場合や、各種アンケートやヒアリング等に協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業への参加をお断りすることがあります。
10. 本商談会に関するプレスリリースにおいて、参加企業名や出品物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
11. 商談会当日は感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者又これらの者との濃厚接触者は本展示会に参加させないでください。万一、感染症の疑いのある者又はこれらの者との濃厚接触者が本展示会に参加したことが判明した場合には、直ちにジェトロに報告し、その指示に従っていただきます。

<免責規程>

- (1) 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、または全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは参加申し込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することができます。その際、サンプル準備等に係る費用その他の経費・損害をジェトロが補填することは致しかねます。
- (2) 商談会期中およびその前後を通じて発生したいかなる損害についても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。
- (3) ご提供頂いた個人情報は、事業実施のため、バイヤー等の事業関係者に提供する場合があります。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う措置等により本事業の開催が難しくなった場合、ジェトロは一部内容を変更・中止する可能性があります。その際上記免責規程(1)のとおり、出品者が負担した経費をジェトロが補填することはできかねます。

◆◇お問合せ先 ◆◇

ジェトロ栃木貿易情報センター 担当：矢板、溝田

TEL:028-670-2366 E-Mail:TCG@jetro.go.jp

ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

(ジェトロ栃木貿易情報センター) ご記入いただいた個人情報保護については、ジェトロ個人情報保護方針

(<http://www.jetro.go.jp/privacy/>)に基づき、適正に管理運用させていただきます。

＜個人情報の共同利用について＞ 本申し込みにおいてご提供いただく個人情報を以下の範囲内で共同利用します。

- (1) 共同利用する個人情報の項目：お申込み内容、ご所属、お肩書、ご氏名、連絡先
- (2) 共同利用者：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）、栃木県
- (3) 共同利用者における利用目的：今後サービスを案内するため、事業運営のため、今後の事業検討のため
- (4) 共同利用について責任を有する者：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）、栃木県